あんしん見守り一時入院事業利用までの流れ



利用できる方

高度な医療的ケア(人工呼吸器による常時管理や頻回な吸引、中心静脈栄養、腹膜透析)を必要とする

- ①要介護認定者
- ②難病患者
- ③重症心身障害者
- ・上記以外であり、令和5年3月31日時点において、旧川崎市あんしん見守り一時入院等事業実施要綱第4条の 規定に基づき登録されている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条第7項 における短期入所の支給決定を受けている重症心身障害者であって、医療的ケアを必要とする方

利用方法

(1) 利用登録の申請

まずは、総合リハビリテーション推進センターへご相談ください。 提出書類をご案内します。

【提出書類】

- 〇申請書(第1号様式)
- ○診療情報提供書(第2号様式) 医療的ケアの判定スコア (別紙) ※提 出は65歳未満のみ
- 〇対象者である根拠書類
- ・要介護認定を受けている場合は、介護 保険証の写し
- 特定医療費(指定難病)を受給してい る場合は、受給者証の写し
- ・重症心身障害の場合は、身体障害者手 帳及び療育手帳の写し





■■ 登録証が発行されます

病院との入院調整

【提出書類】

〇診療情報提供書(直近情報を記載) ○登録証の写し など

主治医を通して受入病院へ調整をします。

(ご本人またはケアマネジャー等支援者の方から主治医へご相談ください。)

【利用期間】 同一月内のうち7日まで

【注意事項】

- ・一時入院中は、胃ろうの交換などの処置はできません。まずは、主治医にご相談ください。
- ・急変時の対応については、あらかじめ主治医とご相談ください。
- ・誤嚥防止のため、経口摂取が可能な場合でも、経管摂取となることもあります。
- 入浴や整容等は、病院側が対応できる範囲での対応となります。
- 病院によっては、別添必要な書類や手続きが発生する場合があります。

【連絡先】

担当部署

総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課

所在地/電話番号

〒210-0024 川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく 2階 電話: 0 4 4 - 2 2 3 - 6 9 5 3